保護預り保管箱貸与規定

第1条(この規定の取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

第1条の2 (保護預り用保管箱の使用)

この保護預りでは、保管物は当金庫所定の保護預り保管箱(以下保管箱という。)に 収納したうえ、その保管箱をお預けください。

第2条 (保管物の範囲)

- (1) 保管箱には、次に掲げるものを収納することがでます。
- ① 公社債券、株券、その他の有価証券
- ② 預金通帳、証書、契約証書、権利書、その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石、その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をおことわりすることがあります。

第3条 (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに 預け主または、当金庫からの解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継 続されるものとします。その後の継続もまた同様とします。

第4条 (使用料)

(1)保管箱の使用料は年間9,000円(消費税別)とし、1年分を前払いするものとして毎年4月10日(休業日の場合は翌営業日)に預け主が指定した預金口座から普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書、または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計 算により支払ってください。

- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。 変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3)契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条 (鍵の保管)

保管箱に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は当金庫が立会いのうえ、預け 主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

第6条 (保管箱の受け渡し等)

- (1)保管箱の受け渡し請求は、当金庫の営業時間内に預け主または、預け主があらかじめ届出た代理人が当金庫所定の保護預り保管箱開閉票に届出の印章により、記名押印して提出して下さい。
- (2) 保管箱の開錠および施錠は正鍵を使用して行って下さい。
- (3) 保管箱の受け渡しまたは、保管の依頼をするときは、保管箱が施錠されていることを確認して下さい。
- (4) 保管物の出し入れは、当金庫所定の場所で行って下さい。 また、保管箱はその場所以外へは持ち出さないで下さい。

第7条 (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出て下さい。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第8条 (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

(1) 印章もしくは、正鍵を失った場合の保管箱の受け渡しは、当金庫所定の手続をした後に行って下さい。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(2) 正鍵を失った場合または、毀損した場合は錠前等の取替えに要する費用を支払って下さい。 第9条 (保管箱等の変更)

前条第2項の場合または、保管箱(錠前を含む)の毀損、不調等が生じた場合に、当金庫が保管箱、またはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

第10条 (印鑑照合等)

開閉票、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保管箱の受け渡しその他の取扱いをしましたうえは、それ等の書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

第11条 (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保管箱の受け渡しに直ちに応じられない場合であっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保管物の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3)預け主、もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

第12条 (解約等)

- (1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ保管箱および正鍵は直ちに返却して下さい。 なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2)次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとって下さい。第3条により契約の期間が満了し、契約が更新されていないときも同様とします。
- ① 預け主が使用料を支払わないとき。
- ② 預け主について相続の開始があったとき。
- ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当金庫もしくは、第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。
- ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき。
- (3) 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの保護預り保管箱の利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約できるものする。当金庫から解約の通知後は、第1項に準じ手続きを行うものとする。
- ① 預け主が保護預り保管箱使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預け主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A.暴力过
 - B. 暴力団員、および暴力団員でなくなった時から5年を経過していないもの
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - G. 次のいずれかに該当する者
 - イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること
 - 二.暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を

有すること

- ③ 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務 を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 第1項から第3項による保管箱の返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。 不足が生じたときは直ちに支払って下さい。なお、当金庫はこの不足額を返却の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項による保管箱の返却、正鍵の返却等の手続が3ヵ月以上遅延したときは、 当金庫は副鍵を使用して保管箱を開錠のうえ、保管物を別途管理し、もしくは一般に適当と認 められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができ るものとします。なお、当金庫は保管箱の開錠に際して公証人等に立会いを求めることができ るものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。
- (6) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払って下さい。

第13条 (保管物の一時引き取り等)

- (1) 保管箱の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当金庫が保管物の一時 引き取りを求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当金庫は預け主にあらかじめ通知することにより当金庫の本支店または当金庫が相当と認める第三者に保管箱の保管を委託することができるものとします。

第14条 (緊急措置)

法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災保管物の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して保管箱を開錠し、その他臨機の処置をすることができるものとします。

このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第15条 (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この契約による受け渡し請求権等の預け主の権利は譲渡、または質入れすることはできません。
- (2) 保管箱および鍵は譲渡質入、または転貸することはできません。

第16条 (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について預け主と連帯して履行の責めに任ずるものと します。この契約が継続された場合も同様とします。

第17条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上 (令和2年4月1日)